

第8回ネットワーク産業TF 議事次第

1. 日 時：平成20年6月24日（火）10:00～11:00
2. 場 所：永田町合同庁舎2階 中会議室
3. 項 目：郵便のユニバーサルサービスの在り方等について総務省から
ヒアリング（フォローアップ）
4. 出席者：【規制改革会議】中条主査

【総務省】

郵政行政局 信書便事業課長	佐藤 克彦
郵政行政局 信書便事業課調査官	清水 智之
郵政行政局 信書便事業課課長補佐	清水 久子
郵政行政局 郵便課課長補佐	松岡 幸治

5. 議事

○中条主査 それでは、ネットワークタスクフォースのヒアリングを開始いたします。

本日の議題は「郵便のユニバーサルサービスの在り方等について」ということでありまして、この件については昨年からいろいろと議論をさせていただいているところであります。今回は、総務省さんの郵便・信書便制度の見直しに関する検討会における最終報告に向けた検討状況について、今後の予定も含めてお伺いしたいと思いますので、よろしくごお願い申し上げます。

それでは、早速、御説明の方をお願いいたします。

○佐藤課長 それでは、具体的にこれに沿って一つひとつといいたいでしょうか、御関心のところは大体こういうところだろうなというのは想像できますので、そのところを中心に、この紙に沿って御説明します。

○中条主査 このユニバーサルサービスの確保というところと、競争促進とあるべき制度というところについて、要点を教えてください。

○佐藤課長 では、一応、上から順番に参りましょうか。上の方の現状及び将来像というところは、今までの自治体の状況ですね。民営化したとか、郵便物は余り伸びていないとか、欧米ではこういう状況だとかいう話。

それから、2番の方は郵便・信書便に引き続き、例えば郵便であると、証拠性とかそういった面で原始的なメディアよりも優れているところもあって、今後もそれなりに役割を果たすでしょうという話とか、そうは言いながらも（3）のところですけども、やはりこの市場でも自由かつ公正な競争が必要で、それによって利用者がサービスを今以上に受けられることが必要でしょう。郵便ネットワークの維持にも十分配慮しながら、その辺も推進すべきでしょうといったことが最初のか

たまりでございます。次に、ユニバーサルサービスの方に移ってよろしいですか。

○中条主査 はい。

○佐藤課長 次に、1番の「ユニバーサルサービスの確保の現状と課題」ということで、我が国の状況、外国の状況、電気通信分野の状況、競争促進とユニバーサルサービスの確保という3つが書いてございます。この辺は、我が国を含めて各国ともユニバーサルサービス維持のために範囲と水準を法令で定めて、提供を義務づけるとともにいろんな確保策を講じていますということが、日本・外国の状況ですね。

競争促進といった制度見直しを進めていく中で、ユニバーサルサービスをどう確保していくかということは各国とも大きな課題になっていて、例えばEUでは郵便の独占範囲を将来的に撤廃していくことを決めたのですけれども、ユニバーサルサービス確保のために必要なコストをどう算定しコストを補てんしていくかといったことへの在り方についてそれぞれの加盟国で適切な措置を取るということを要請しておるということが大体1番のところですね。

ユニバーサルサービスのところだけまとめて説明させていただきます。2番の「範囲及び水準」のところですが、これもかなり議論になったところですが、範囲及び水準というのは利用状況だとか社会的必要性だとか、ほかの事業者の類似サービスの提供状況も見ながら、適切に見直していく必要がある。そのときは、利用者利便ということもあるけれども、ユニバーサルサービス提供義務者、日本で言えば郵便会社ですが、財政負担にも十分考慮するとともに、できるだけ経営の自由度というのを念頭に置かないといけない。

それで、この辺から設定方法の話にもなるのですが、一定の法律の担保は必要でしょう、法律の範囲及び水準について。しかし、事業者が具体的な範囲とか水準とかを決めて申請してくるような形で、民間企業としての創意工夫というのでしょうか、そういったのも十分に生かせるような制度を検討していくべきでしょうといったところが範囲及び水準についてです。

それから、3番の「提供義務者」のところですが、今の制度の下では、郵便事業者以外の会社が、この郵便や信書便の市場でユニバーサルサービスを提供する、提供義務を負うということは実際には想定しづらいけれども、ユニバーサルサービスの範囲とか水準についての見直しや、ユニバーサルサービスの確保のための新しい方策が講じられていくということの中で、今までの、日本で言えば郵便会社以外のものが提供を行い得るとすることも想定されるので、そういったことも想定した制度の在り方も検討すべきだろうという話です。

4つ目の「新たなユニバーサルサービスの確保方策」、そうすると、今の参入条件、クリームスキームも防いで、ユニバーサルサービスを確保することになっているわけですが、競争の促進のためには、その参入条件以外のユニバーサルサービス確保のための方策の検討も必要ではないかということ。

中間報告で以前に非常に議論になった欧米流の外的基準で独占範囲をつくってというものなのですが、欧米でもそれはあくまでも過渡的な措置という考え方であって、日本においては逆に言うと、葉書のような小さなメール便を規制してしまうということで、これは規制強化の話になるということで、それもなかなか取りづらい。

とは言いながらも、競争が進展してユニバーサルサービスの確保が困難になるということになると、やはりユニバーサルサービスの維持に必要なコストというのは参入事業者が全体として公平に負担するというのがやはり望ましいし、例えばテレコムでやっているような関係事業者が拠出をして基金をつくってコスト補てんするというのも考えられるけれども、これまた郵便・信書便サービス分野ではなかなか難しいようなところもあるので、十分な検討が必要だろうという程度で、それ以上は断定的にはならない。

それから、そのほかに欧米で取られている施策として政府が支援する、例えば税制優遇措置を与えとかです。よくあるのは郵便料金とかに付加価値料を課さない、広く取られているのですけれども。それとか税金から補助金を出すというのもあるのですけれども、これをやればもちろん、それで3条件というのを逆になくしていけば、ユニバーサルサービスも確保し競争も促進するということになるかもしれないのですけれども、もちろん、逆に政府が負担するわけですので、投入したものに比べて、国民利用者にとって大きな利益があるということなのであればそれは取るべきなのかなという、取るべき1つの方策としてあり得るだろうと。

欧米だと1つに絞らずに、例えば基金と政府支援を組み合わせるとか、そういったやり方が広く講じられていますので、1つにねらい撃ちをするのではなくて、複数のやり方も併用するということも検討すべきだということでもあります。

最後はコストの算定方法であります。やはりコスト補てん策みたいなものをつくるとすれば、どのぐらいかかるかというのを算定しなければいけませんので、外国で取られている方法とか、もしくは電気通信でやっておられる方法とかを参考にしながら検討して行って、回避可能費用法、ネット・アボイダブル・コストイング・メソロジーとか、電気通信、これはヨーロッパで郵便分野とかでやっておられるのですけれども、あとはテレコム分野でやられているようなベンチマーク方式などを参考にしながら、実際のデータを使って試算をして、どういうふうにコストを取ればいいのかと。例えば算定範囲をどうするか、テレコムでいう3分10円エリアでコストを計算しますけれども、郵便分野ではどうするのか。

あとはいわゆる効率的な経営というのが前提ですので、効率的な経営を前提とする計算の仕方をどうするのかといったことも、これから検討しなければいけないなど、ここではそんなところまでが判断できているという話でした。そういったことを前提で実際にやるためには、テレコムにあるようにそれなりの会計規則みたいなものをつくって、データの提出を認めましょう。そういったことが言えるのではないかということですね。

ユニバーサルサービスの確保のかたまりはこんなことです。

○中条補佐 続けてその下もお願い致します。

○佐藤課長 将来のあるべき制度と早急に検討を進めるべき施策というのがあるんですけども、その前段として、基本的には自由で公正な競争の促進と、郵便のユニバーサルサービスの確保、両方図りながら、かつ欧米の制度ともある程度整合性を見ながら、制度づくりを考えました。ただ、そのときに留意する話として、やはり前の方のところで分析しましたけれども、郵便・信書便市場自体が成熟市場であるということで、そこでどういうふうに競争をすべきであるかという面はやは

りそれなりに慎重な検討をしていくしかない。それから、郵便のユニバーサルサービス確保策、これは上のところでやったところですが、これも欧米などでもこれから何年間かかけて研究していきますという今の状況なので、そこの辺も見極めながら研究する必要があるでしょう。

また、郵便事業も民営化してまだ半年ちょっとしか経っていない状況なので、そういった経営状況はどうかというのを見極めるべきでしょう。その他、留意する事項はありますけれども、そういったことを踏まえると、やはりいろいろ制度を考えるのだけれど、すぐにどうこうということよりも、「将来のあるべき」と書いてありますけれども、ある程度、中長期的にやっていくべき話だし、ある程度、いろんな事業者の動き等も踏まえた上で、更に詳細な議論をやっていくべきでしょうと、すごく大まかな方向性ぐらいですね、ここでは、というようなことを最初に前振りでというか前提としておきました。

基本的な考え方ですけれども、まずユニバーサルサービスが確保できるということを前提とした上で、さっきやりましたように事業者自身が創意工夫を持って取り組めるような制度にすべきである。

基本理念ですけれども、やはり信書ですので、通信ないしは信書の秘密の確保とか、ユニバーサルサービスの確保とか、それを確保しながら自由で公正な競争の促進ということを理念に置き、その新しい制度では上に検討したようなユニバーサルサービスについての必要な項目も盛り込みましょうということです。

あとは規制のあり方ですけれども、今は一般信書便と特定信書便というのがあるのですけれども、ユニバーサルサービスがそれなりに確保できるという前提の上で、事業者が創意工夫を持って一般信書便と特定信書便とか、そういう垣根をなくしたものを、自由なサービス提供を認める方向で今後検討する。そうは言いながらも信書の秘密というのがありますので、ある一定の規律は要るでしょう、これは必要です。これはみんな認めていますから、必要最小限が望ましい。

新規に参入してくるものについても、大きなものはともあれ、ごく小規模なものについては今みたいに、一般信書、特定信書は許可なのですけれども、もう少し都道府県令とか登録とか、そういうものもある。料金についても例えばユニバーサルサービスの料金は何かの規律が要るけれども、それ以外は注意した方がいいでしょう、といったことがいろいろと書いてあります。

あとは郵便の名称独占についてです。今は郵便というのは郵便会社のやっている郵便というのが世の中の的にすごくみんな知っているのも、利用者の混乱が起こらないだろうか、その辺は慎重にチェックする必要があるでしょうという話も確かありました。

この1の最後で法体系のあり方ですけれども、今は郵便事業会社の郵便を規律する郵便法と、新規参入者の信書の信書法の2本立てですけれども、そういう意味では自由で公正な競争ということになれば、やはりすべての事業者が同じ条件で競争するということが望ましいということから、2つの法律を一本化する、統合するということの可能性をやはり検討すべきではないかと。

そうすると、規律対象をどのようにとるかということもありますけれども、郵便事業をやるという、實際上、郵便事業法みたいな形でやっていくのか。いずれにせよ、ここら辺は先ほど前提としましたように、すぐに来年とか2年後とか、そんな話でなくて、ある程度中長期的な課題として今

後検討していくべきものであるということになっています。

最後に、「早急に検討を進めるべき施策」というのがあって、今までのそのことを検討していくために、まず、こちらでも議論いたしましたけれども、ユニバーサルサービスというのは何か、範囲とか、水準が何かとか、将来執行するときのコスト補てん策はどうするのか、新しいユニバーサルサービスのコンセプトについて検討を行政の方で早く始めてほしいという話とかです。

あとは中長期という、それまで何も変わらないということになりかねないので、中間報告でいろいろ、もう既にもらっているんですけども、郵便ネットワークを活用する、信書便を活用するやり方とか、今、特定信書便事業というある程度制限範囲というものが限られていますけれども、それを更に広げていくとか、そういったことの実施に向けた具体的な検討を早くやれという話とか、あとはなかなか具体的に信書は郵便か信書便でとかいうことが世の中に定着していないので、その辺の徹底を図っていくべきだと、概ねそういったところでございます。

○中条主査 ありがとうございます。お話頂いた内容は、私の印象ですと、諮問内容ではないかという感じがするのですけれども。

まあ、どの辺を出発点にしてもものを考えるかによるんでしょうけれども、何となく、20年ばかり前に郵政のお仕事をお手伝いして、書いた報告書までもまだ行ってないかなという、そういう感じがして。いろいろと事情があるのはわかります。しかし、これを更に私たちが考えているような方向につなげていくにはあと2ステップ、3ステップ要るのかなというところがあって、郵政さんとか総務省さんの方も御苦労なさりそうだなというところが感想ですね。そうしますと、ユニバーサルサービスに関して、もうこれは単純に地域間の所属再分配をやってしまって、交付税で全部やってしまって、あとは何も面倒は見ないと、そういうような議論などというのは出なかったということですか。

○佐藤課長 出なかったですね。そういう話にはなっていないです。

○中条主査 そうですか。そういう発想は皆さんの中にはなかったということですね。

○佐藤課長 研究会ではそういう話はなかったですね。

○中条主査 郵便と通信と少なくとも一緒にして考えるという、その発想はどうですか。

○佐藤課長 一緒にしてというのは、通信がちゃんとあれば郵便はなくてもいいとか、その逆とかですか。

○中条主査 逆もありきということですか。

○佐藤課長 いや、それはやはり郵便とテレコムというのは、役割なり何なりがやはり違うのではないかと、通信メディアでは。同じ通信メディアではあるんでしょうけれども、余り明確に議論してはいませんが、多分皆さんの暗黙のお考えではないかなと思います。

○中条主査 当会議としては、一番望ましいのはともかくナショナルミニマムを維持するということであるならば、構成要件になっているものは医療であろうが、交通であろうが、郵便であろうが、それはもう補助をしてもらった人が自由に選べるという形で最低限の生活水準を維持すればいい話なので、端的に言えば、地域間の再分配さえやっておけばいいと。あとはもらったお金で自分で、電話に使おうが、お医者さんに行こうが、自由にさせていただくというのが最終的な目標です。ただ

し、それを一遍になかなかという話はいかないかもしれないので、せめて通信の分野、郵便とそれから電信電話ぐらいは同じ省庁なので、これはもう一つにして考えるというようなことは検討できないのかですね。そこまでも全然いかないですか。

○佐藤課長 この間もそういうお話も伺いましたけれども、ちょっとそういう話は少なくともこの研究会ではなされていない。

○中条主査 そういう発想をされる方がいらっしゃらないということなのですかね。あるいはそういう発想をしてもどうせ取り上げられないだろうからというわけでしょうか。

○清水調査官 話の端にも余り出ないですね。お金を渡して後は好きにという発想はちょっと今、委員の方々にはないですね。ただし、ユニバーサルサービスとして守るべきものというのがあって、利用者サイドからの当然考え方も持っていますし、やはりそれを提供していくのは事業者ですから、事業者はどうやってコストを維持していくかというときに、事業者の選択だけで果たして本当に維持が、それは事業者が選択したのだから、あとはどうぞご自由という考え方は当然おありになると思いますけれども、究極的にはですね。なかなかそこまで多分大胆には発想としては行かないと思います。

○中条主査 目的は要するに、最低限の生活水準は確保するということが目的なので、別にそれをどういう形で確保しようと、お金もらった人があとは自己責任で考えてくださいねというところなのだと思うんですけれども。そうすると、一番進んでいるところの話でも、選択肢の1つとしてユニバーサル基金ぐらい、そういう話でしたね。郵便の分野におけるユニバーサル基金。

○清水調査官 具体的に出た話といえば、いろんな参入条件以外のやり方であると、欧米流の独占範囲、基金をつくる、政府支援をする、その他何かというぐらいで、独占範囲は日本に置く、独占範囲もやはり結果的には過渡的、そうすると、やはり1%支援とか幾つかの方策を後でやるというぐらいです。

○中条主査 それはまだ選択肢の1つとして出されているにすぎないということですか。それとも、何らかのウェイトがあるのでしょうか。

○佐藤課長 かなり絞られたと思っています。

○清水調査官 今までは独占範囲もあり、それは参入条件を緩和していくという方向もあったんですね。参入条件緩和はなかなかうまくいかない。これは郵便の財政への影響が非常に大きいという指摘があって、それを言われてしまうと、なかなかそれに反論しづらいということがあるので、ここはうまくいかない。独占範囲というのも考えてきたわけですが、これも先ほどお話したような形で、なかなか日本では取りにくいということで、基本的には今回はコスト補填策ということに一つ絞った。そこは大きな絞りとはなりました。

○中条主査 そうすると、まずはコストを補填しますと、補填の仕方としてユニバーサル基金のようなやり方もあれば、税制等々で対応するあるいは補助金ですか。

○清水調査官 基金というのは最初一番メインだろうと考えてきたわけですが、諸外国をみても基金で今実際にやられているのはイタリアだけなので、郵便でやられているのは。これは1,800万ぐらいしか集まっていない。実際にイタリアの場合は補助金が出ていて640億円なので

す。この差が非常に大きいのですけれども、実際、基金制度自体はEUで取っている国としてはドイツとかフランスもあるんですけれども、まだ稼働していない。これなぜかという、旧独占事業者が頑張っている、つまり全く赤字がでていない間は、これは補填しなくていいわけですから稼働していない。したがって、イタリアしかまだないわけですけれども、イタリアもそういう状況であるということもあって、まずその範囲もというのもそうですし、その補填策についても具体的な中身ですが、暫定報告とか、余りグローバルスタンダードというか、標準的なものがないということが実はあって、本当にうまく動くのかどうか。

もう一つは拠出をしてもらえるのかどうか。というのは制度として決めるのだから、決めたら入ってくる人は拠出するだろうということなんですけれども、電気通信と違って、電気通信はボトルネック設備でやって、だれも使わないとサービスを提供できない。郵便の場合は、これは使わないと絶対このサービスが提供できなというわけではないですから。

○中条主査 技術的にはね。

○清水調査官 そうですね。ですから、そういう意味では、拠出するのが嫌だったら入ってこないということになると全く意味がない話になってきますので、やはり入ってきてもらう制度をどうやってつくっていくかという、つまり拠出してもらうということをどうやって考えていくのか。これはやはりいろいろ今後も関係の事業者、ヤマトさんもそうでしょうけれども、そういう大手の事業者から聞いていかなければいけないだろうというのは我々の考えであり、委員の方々もそうです。だから、基金制度について、これだけということを出すのはなかなか難しいだろうというのが考え方です。

○中条主査 要するに、ユニバーサル基金をやるというのは補助金を国が出すことに対する現実的代替手段として出てきたものですから、私はむしろ補助金の形で国が対応すべきと考えます。これはナショナルミニマムの維持という話ですから、これを決して儲かっている地域の郵便会社の利用者が負担するべきでもないし、それから儲かっている地域の例えばヤマト郵便の利用者が負担すべきものでもない、これは国民全体で負担すべきものですから、一般納税者の補助金で本来やるべきものですよね。ですので、今、御説明があったのはユニバーサル基金の実行上のいろんな問題点とおっしゃったわけですけれども、むしろ理論的に考えれば補助金で対応するということが望ましいですね。

○清水調査官 ただ、否定は当然してなくて、選択肢の1つになっているわけです。今おっしゃられたように、補助金も当然今のような考え方はあるでしょうということですね。実際、それを出している国もある。問題は国のお金を使うということであれば、それだけのメリットがやはりなくてはいけない、説明が必要だということになりますので、その説明をどうつけていくかということが1つポイントに多分なるだろうと。

○中条主査 それはナショナルミニマムの維持ではないですか。地方の人々の状況が悪いからという前提を一応正しいとすればですよ。

○清水調査官 ここは我々の考え方として、競争を導入していく、競争を促進させていくということがまず前提があるわけですね。その中で、その郵便事業会社のユニバーサルサービスというのが

維持できなくなってくるという考え方がある。

○中条主査 だけど、それは本来違うので、本来は違うところを内部補助でやっていたわけじゃないですか。日本全国の中の赤字になるようなところがあって、この赤字になるところについて内部補助で維持していたわけでしょう。黒字部分で維持したわけですね。これは競争が行われたら、そのところが、郵便会社自身では維持ができなくなりますよねという話になりますね。そうすると、その部分についてかわりに国が負担をする。ここについては何で内部補助でやっていたかというところ、これはユニバーサルサービスであるから維持してきたわけですね、市場価格以下で。だから、市場価格以下で維持する方法として別の方法を採らざるを得ませんねと。

けれども、目的はナショナルミニマムを維持しなければいけないということが前提であるわけです。範囲はさっきも議論があったように、まだ少し議論をする余地があるかもしれない。市場価格では提供できないような部分というのがあって、それをどういう形で維持するか。これまでは内部補助で独占を認めて維持していました。だから、儲かるところの人たちが負担をしていました。

競争を導入するとなれば、当然その部分は郵便会社は維持できなくなりますね。しかし、ナショナルミニマムの維持ということが前提であるならば、それを維持しなければいけないわけだから、この部分について維持をしなければいけない理由は何か。これは国の施策でやるわけですから、国が補助金を負担するというロジックでいけば非常にすっきりする話ですね。

○清水調査官 報告書にも書いていくので、そのとおりでと思うのですが、ただ、見方がいろいろあるということを御理解いただければいいんですけども、競争が促進するということは、競争事業者が入ってきてメリットを受けるだろう。では、そこにおけるメリットがあるのであれば、競争事業者もその部分のミニマム維持をするために補填をつけていいのではないかという考え方は基金の基本的な考え方としてあるわけです。

○中条主査 こちらとしてはそれはおかしいと思います。

○清水調査官 今まで郵便というのは別に補助金というのは全く入っていなかったということなので。その中で、競争を入れることによってミニマム維持ということとはいえ、補助金を入れなくてはならないという理屈を何かすんなり受けとってもらえるのかどうか、今の先生の御説明を皆さんにしたときにうまく受け取っていただけるかということだと思ふんですね。

○中条主査 今までも補助していたわけですから。内部補助という形ではありましたが、補助をしていたことは確かなので、それを維持しなければいけないという前提だったら、だれが維持するのが最も合理的かという議論で考えていくべきです。

○清水調査官 ですから、1つは競争を促進することにより国民のメリットというのが多分入れなくてはならないだろうと思っていて、例えば料金が下がるとか、サービスがよくなるとか、そういうメリットがあるんだから、その補助金でお金を出して、国がその部分を維持するために出しても、十分なメリットがあるということを言えなくてはならないでしょうというのが委員の方といいますか、審議会でも言われていることでもあります。

○中条主査 それはどちらかと言うと先に競争を促進した方が望ましいかどうかという議論が当てはまるんですね。競争を促進した方が望ましいのであれば、当然のことながら、補助金を出すの

はメリットがあるに決まっています。ここのナショナルミニマムとして維持している部分は変わらないわけですから。これは単に今まで隠れていたのが表に出るだけであって、そこは全く変わっていないわけですから、そこを維持するという政策は、これは変わっていませんということであるならば、今までそれは郵政省の郵便事業として全部、採算分野の人たちが負担をしていた、補助をしていた。採算分野の人が補助をしているか国民全体で補助をするかだけの違いですから、そこは何も変わらないですよ。一方で競争を導入するということは全体として効率がよくなってよくなりますよということが最後はわかれば、補助金を出すこと自体については前と全く変わりが無いわけですから、それがメリットがある、ないという話を議論する必要はないだろうなと私は思います。

○清水調査官 それはとらえ方というか、補助金を出すというと大きい話です。

○中条主査 政治的に大きい話だというのはわかります。

○佐藤課長 政治というか、逆に財政状況は関係ないですけども、例えばお金を国の補助として出すことは非常に大きいことなので、それについてはやはり理屈といいますか、根拠といいますか、説明責任は果たさなければいけないと思うのです。その説明の仕方をこれから十分に考えていかないといけないし、そのためにもいろんなデータ検証をしていかなければいけないのではないかという感じではとらえているということです。決して否定しているわけではないです。

○中条主査 よくわかりました。まさに内部補助でやるということがメリットがある唯一の方法、唯一のメリットというのは政治的に説明しなくてもいいという要因があるんですよ。国から補助金を出すとすると、要するにさまざまな審議を経なければいけない。ただ、内部補助でやらせると、簡単に規制当局がやれと言えやれるというそういう唯一のメリットが内部補助の場合にはあるんですけども、逆に言えば、ナショナルミニマムの維持なのだから国民全体で負担をするのは、それは当然だとは言え、政治的な意思決定の中でいろいろ難しい話が当然起こるという話があって、そこは理解しております。

それと、先ほど提供義務者というところで郵便会社以外も提供義務者になる場合もあり得ると仰ってましたが、これは仮にユニバーサル基金みたいなことをやれば当然、提供義務者と言うのか、要するにユニバーサル基金の原資を負担させるという意味ですよ。それ以外の場合に、今、税制優遇だと補助金と言う場合に提供義務を負うと言う場合はあり得るのでしょうか。

○清水調査官 ユニバーサルサービスというのを基本的に提供を義務づけて行う。今は郵便がそうですけれども、そういう形です。義務者というのはだからユニバーサルサービスを提供する社ということですよ。

○中条主査 だから、これは義務でもあると同時に権利でもあるのです。これはどちらかというところから、一方的なものではなくて、要するに今までは確実に全国独占を認めてやるから、ここはやらなきゃいけないですよ。これは提供義務ですよ。そうではなくて、ここをやるのだったら補助金を出しますよと、一種の契約的な形になるわけですよ。

○清水調査官 契約というのか何というのかわかりませんが、法律上、先ほど言いましたナショナルミニマムとして郵便というのを位置づけて、全国提供というのをしていくということ

として決めるわけですね。そうした場合に、当然、事業者としてはやりたくない、この地域を出たくないというところがある。そういう地域も含めて全部やりなさいという義務づけを法的にかけるということなのですね。これは今もそうですし、今後もそうしない限りは、まして競争が激しくなっていけば当然赤字部分はやりたくないというところが当然ありますから、そうすると、この国全体の利益としてはやはり損なわれることが出てきますので、そこは義務づけるということになります。

○中条主査 つまり補助金を出してあげるからやりなさいという話と、やりなさい、そうしたら補助金は出しますよと、同じようなものだけでも議論が違いますよね。

○清水調査官 補助金を出してあげるからやりなさい。

○中条主査 要するに、そこは赤字のサービスだけでも、そこを補填してあげるけれども、それでやりますかと。要するに、これは請負やりますかということですよ。

○佐藤課長 ドイツなんかで一部入札みたいなやり方というのが。

○清水調査官 ただ、いずれにしてもそこでやりますかという聞き方で、やりませんとみんなが言った場合に困ってしまいますね。

○中条主査 それはあり得ないと思いますよ。それはだってまさに入札の話も関連するけれども、もっとこれだけ出して、100万円ではやらないけれども200万円だったらやるというのが当然いるわけで、それはいい商売だなどと思ったら当然引き受けますよね。

○清水調査官 やらないという場合には、最終的にはまた旧独占するテレコムにやらせるみたいな法体系にあるわけです。ですから、余りべらぼうに入札額が高くなっていくと。

○中条主査 それはだから具体的な制度設計の話になっていくわけですが。

○清水調査官 契約ととらえられれば契約になるかもれません。

○中条主査 例えば、お前1,000円やるからおれの部屋を片付けろと学生に言う場合に、やってくれるのであればお金を出すよという話と、お前ら片付ける義務があるのだぞというのでは大分話が違うだろうなと思って、ちょっとこの言葉が気になったというか、むしろここは積極的に評価すれば、要するに、郵便会社以外のところも補助金をもらってこの分野に参入できるようにすると。要するに、最初から郵便会社だけがその補助金をもらって行うナショナルミニマムの維持のサービスをやるというふうに決まっているということではなくて、例えばヤマトでもどこでもいいんですけども、そういうところが北海道は引き受けますということであるならば、そういうところも引き受けられる、補助金をもらって。そういう意味で少し積極的に評価をしたいなと思ったんですけども、そういう観点は入っていませんか。

○佐藤課長 結果的にはそういうことなのでしょうけれど。

○清水調査官 それはまだ、今言われたようなことがはっきり書かれているわけではないと思いますが、基本的に、実は事業者ヒアリングとかいろいろ試みていただいているかもしれませんが、ヤマトさんにしても提供義務者になるつもりはないとおっしゃっておられる。サービスは提供しておられるかもしれませんが、義務者となって全国津々浦々提供していくということを自分たちで義務として請け負うというのはない。これはほかの会社もみんな同じです。

○中条主査 だから、それらは義務でいろいろうるさいことを言われて、かつ、ビジネスにならないようなことになるという頭がどうしてもあるから。

○清水調査官 でも、お金を出されても結局同じことですね。お金出されるとやはり義務づけられて、国から一定の義務づけをされてやるということを嫌がられているというのは、やはり民間企業、特にヤマトさんなどはそういったスタンスです。

○中条主査 それはあると思いますね。

○清水調査官 そういう意味で、なかなか今現在の考え方として郵便事業会社以外の社が提供義務を負ってやるということは考えてないというのが理由としてあると思います。それはまず前提なのですけれども、その上で、ただ、そうは言っても、いろんな今後の見直しの中でそれ以外の社が行えるということも当然考えられるだろうから、そういう制度のあり方も考えていくべきだと。例えば、今、電気通信がありますけれども、申請に基づいて指定をする。今、NTT等で指定されていますけれども。あれは義務としてかけられているわけではなくて、申請に基づく指定なんですね。だからこれは別にNTT等に限定しているわけではないという形。もう一つは先ほどドイツの例をお話ししましたがけれども、入札というやり方もある。こういう制度も参考にしながら今後考えていきなさいということを行っている。

○中条主査 一応、選択肢の中に入っているということですね。競争入札という言葉は出てくるのですか。

○清水調査官 競争入札というのは、ドイツの入札というものの紹介出てくるのです。

要するに入札というのは基本的にコスト補てん策の1つのやり方ですから。

○中条主査 ただ、そこで競争入札という言い方を言うのと言わないのでは大分イメージが変わってくる。

○清水調査官 提供義務者のところに例えばドイツの入札というのも一つの参考として考えていくというのは入っております。

○中条主査 わかりました。それからコストの算定方法、これはこれから検討しなさいということですね。

○清水調査官 そうですね。

○中条主査 ただ、その中に選択肢としてアボイダブルコストベースだとかベンチマーク方式とかそういうものがありますよという、そういう形になっている。

○清水調査官 という方式がありますので、すべて検証はされています。その中でやはり今取られている、ネットアボイダブル、NAC法といいますけれども、この方法もしくはベンチマーク方式というのかやはり現実に沿っているのではないかと思う。これを中心に今後検証を進めていくべきというような御提言なのですが。実はここは、さっきはさらっと説明していますが、わりと細かく書いてあることはあります。ただ、決めという形で、こうしなさいという結論を出しているわけではなくて、この方向で検討をしてみてください。こういう課題もありますよというもの一つです。

○中条主査 この方向で検討というのは、回避可能方式と考えていいですか。

○清水調査官 例えです。だから、4つか5つあるのですけれども、その中でひとまず NAC 法かベンチマーク方式でしようということに、大体2つぐらいに絞った形になっています。

○中条主査 それがベンチマーク方式と回避可能方式（NAC 法）、そういう話ですか。

○清水調査官 はい。

○中条主査 なるほどね。それから、競争促進とあるべき制度というところですけども、これは1つは一番大事なのはユニバーサルサービスに関する議論で、これは今、議論したところですね。もう一つ、これは信書の秘密ということについてはこれは何らかの規制が必要ですよね。ここの2つのところはよくわかるのですけれども、3つ目は先ほど佐藤課長がおっしゃったところで、成熟市場だからなんとかという話がありましたね。これはどういうことなのか。

○清水調査官 これは例えば、とある事業者さんが言われたのではなかったかと思えますけれども、この市場はもう成熟していて、これから増えていくことを考えづらい。むしろ、縮小していくのではないかと。こういう中で参入をしていくというのはなかなか難しいものがある。設備投資とかいろんな維持コストとかかかる中で、それについて見返りが十分にあるのかどうかということを考えてときに非常に難しい問題がある。もう一つは相手先で言われましたけれども、電気通信の当然影響も今後いろんな意味で出てくる。今でも出てきていると思えますけれども、今後も出てくるだろうと。

そういう中で、どういう競争の進め方というのが一番適切なのか、そういうのをやはりもう少し慎重に考える必要があるでしょうということをお考えなのですね。これは事業者ヒアリングの影響が大きいと思えますね。事業者の方からどちらかと言うと非常に消極的な御意見が多かったというのがあるって、これは前回のリザーブエリアのときと比べても、各事業者からは、今は余り信書ビジネスに参入したいという意向はないという御意見が強かったものですから、そういう中でどうやって考えていくのかということについては、若干慎重になられている部分がある。

○中条主査 もちろん、そういう分野が増えていくとはまず思えないことは確かですね。ただ、それはそれとして、ボリュームとしてはかなりの量のものであって、十分にビジネスにたえる分野ですから、事業者の置き換えというか、リタイアする人が出てきて、もっと効率的であるのなら代わりに参入するとか、また、部分市場では当然競争があるわけです。ですから、何か成熟市場だから違う考え方をしなければいけないかという、そこのところは私はむしろユニバーサルサービスの維持に関するところで問題が出てくる可能性はあるなと思っているんですね、その部分というのは。

つまり、ユニバーサルサービスで補助しなければいけない部分というのがどんどん増えてくる可能性がある。しかし、一方で、それはなぜどんどん増えてくるかという、その人たちは郵便を使わないで、ほかのものを使っているわけで、必ずしもきちんと維持してあげなければいけないわけでは実はないかもしれないわけです。そうするとやはり通信と一緒にユニバーサルサービスの問題を議論するというをやっていかないと、郵便の方がものすごく負担をしなければいけないということになってきます。そういう点が検討のポイントになるのではないかなと思う。通信と一緒に考えるべきというのはそういう意味なんですけれどもね。

○清水調査官 それは、ここで言っている意味合いがむしろ電気通信の関係で言っても、できてし

まえば非常に市場が大きくなって新たな技術開発によっていろんなサービスが出てきている。文書も出てきている。ですので、どちらかと言うと、ユニバを今やっているところ、補填策を取っているところと、電気通信と郵便ぐらいしか世界的にないので、そうすると、電気通信と同様に考えていけるのかというのが若干あるわけで、競争の仕方自体もやはりちょっと違うのではないかという考え方はやはりあるのです。ユニバの関係は、考えていかななくてはいけないというのは当然ですけども、もう一つ、やはり競争政策自体をどう掘り下げていくかというのは、やはり電気通信とはちょっと違うだろうという考え方はあるんですね。

○中条主査 それは、いわゆるビジネスライクに供給できるマーケットにおいて、電気通信と郵便ではそれぞれに参入している事業者の経営方針とかは恐らくシュリンクする市場と、それからエクспанディングしている市場では違うでしょうというのはあると思いますけれども、それは経営者が考えることで、政策の枠組みとしそれを何か考えなければいけないことがあるかなと思います。むしろ、政策の枠組みで考えることだったら、それはユニバーサルサービスの確保の話ではないかなと思うのです。

○清水調査官 これは政策的にも何かユニバ以外にあり得るのではないかという考え方だと思うんです。

○中条主査 もう少し検討してみましようという話ですかね。

○清水調査官 検討してみてくださいと。

○中条主査 例えば、航空分野とかバス分野というのはずっとかなり前からこういうやり方をやってきているわけですけども、だからとって、両者に政策の違いはない。例えばバスなどはもうシュリンクしている斜陽市場ですね。国内航空の場合そんなに伸びていくとは言えないけれども、でもある程度は伸びていく。それでも、その中での競争のやり方とか、市場価格以下で提供しなければいけない部分の確保のやり方と言うのは基本的に変わらない話なので、私はこのところは、それでもって競争促進の制度が変わってくるとは思わないのです。

○清水調査官 先ほど3つぐらい御説明しましたが、やはり基本的にはユニバの話というのが非常に大きくて、その検討がなかなかまだ世界的にも固まっていないもので、先ほどお話ししましたけれども、郵便事業会社とか郵便局会社も関係してきますけれども、そういうものの状況というのはまだ半期ベースで決算が出たばかりで、今後どうなっていくかというのもありますので、そこら辺を十分に見極めてユニバの方策というのか、検討していくべきだというのが、そっちの方が大きいのです。

○中条主査 確かにそのとおりですね、それは。あとはちょっと気になったのは名称独占の話については、名称独占を認めざるを得ないところもあるのかなとおっしゃったのでしたっけ。

○清水調査官 慎重に検討が必要であるということです。これは、色々な考え方があるのですが、郵便の名称は皆さんに使わせていいんじゃないかと、もう一つはやはり郵便事業会社だけにしておいた方がいいんじゃないかという考え方いろいろございまして、その中で、利用者が郵便と言うのに非常になじんでいるということもあって、郵便というのは今の郵便事業者が提携しているサービスだというお考え方がるので、業者が混乱するのではないかと。いろんな会社に郵便と使わせれ

ば、その識別とかいうのをいろいろしていかなければいけないので、逆に大変じゃないかという考え方を取っています。

もう一つは、財産権の問題は大丈夫なのかという話があって。

○中条主査 知的財産みたいな。

○清水調査官 そうですね。何と言うんでしょうかね、知的財産権ですかね。

ドイツでも今裁判になっているというのがありますけれども、自分たちのブランドとして郵便というのを持っていて、それをいきなり取り上げるということについての権利の関係は大丈夫なのかという話もあって、そこはちょっとすぐには結論が出ないものです。そうすると、我々も、別に否定も肯定もある意味ではしてないんですけども、ただ、ちょっと慎重に検討ということで、余り積極的に肯定にはなっていないということです。

○中条主査 わかりました。この辺はいろいろ議論はあるでしょう。のれんも確かにプラスの面だけかということ、マイナスの面もあるかもしれないですね。郵便だということの概念でとらえてみると、私なんかの世代だと郵便というのは遅いものであり、宅配便は早いという間違った、実際にはもう郵便も早くなってきていますけれども、そういうイメージがあったりして、むしろマイナスの感じもします。

最後に1つだけ、信書の秘密を守るための何らかの規制が必要ですよと。こここのところは恐らく多くの人がそこはだれも反対をされないところだと思うのですが、それを特別に郵便法のような、特別な法律の中でやる話なのか、それとも一般的な秘密保持の中でやるべきなのかという議論があるはずなのですが、この議論は余りおやりになる方はいらっしゃらないですよ。要するに、人の物を勝手に調べたら、これは犯罪ですという話は当然あるわけです。それを、通常の刑法上の秘密の保持の規定では十分ではないから、特別に法律を設けましょう。そこで情報保護法みたいなものがある。更に、信書の場合にはそれに加えて特別のことをやらなければいけないのかどうかという点ですよ。あるいは単純に、情報保護法みたいなものに1つ付け加えてしまうというようなことで対応ができるというようなことも当然あり得るわけですが、その辺の議論というのは余りないのでしょうか。

○清水調査官 信書、いわゆる通信の秘密に関して言えば、重なる部分もありますけれども、重ならない部分も当然ありますので、そういう面について言えば、すべて個人情報に委ねてしまうというのは無理だろうとは思いますが、余り議論はでていません。

○中条主査 つまり、逆に信書の場合だけなのという疑問が常にあるわけですよ。要するに信書ではなくて、私が書いたメモをだれかが持って行って公開してしまったら、それは別に郵便で出す出さない話と関係なしに、そこはきちんと保護しなければいけないでしょう。それをたまたま郵便で持っていくときに、郵便屋さんが中を開けて見ては困るよねというのは、それは当然あるし、ほかの人に漏らしてはいけないよねというのは当然あるわけですね。

○清水調査官 かつて、生業としている、いわば業としている、そういう人に対してはより厳しい、義務がかけられるべきなのだと思います。

○中条主査 それはもちろんわかります。

○清水調査官 それがどの程度ということだろうと思います。

○中条主査 ただ、それをボランティアでやる人がそれをやったら、そういうことをやって中を見ていいかという、それは違うだろうと思います。

○清水調査官 ただ、それを業としてやっているかどうかの違いだと思いますよね。責任の重さの違い、影響の大きさというのがありますよね。ボランティアでやっている分にはそれほど大きくはないでしょう。だけど、業としてやっている例えば郵便事業者が全く考えずに取り扱いを始めたら、これはやはり大変な影響が出ます。そこはやはり違うと思うんです。

○中条主査 ただ、そのところは昔の飛脚さんはどうしていたのですかねという話にもなりますよね。

○清水調査官 だから、しっかりしていなかったから、逆にこういう規律ができたんだと。

○中条主査 飛脚についての話を読んでみると、やはり信用ある飛脚というのはそこを絶対に確実にするというのをやるわけですね。だから、競争状態における信書の秘密というのは、やはり質、クオリティの点で非常に重要になってくる。競争の手段として、非常に重要になってくるのかなと思うところもあるのかなと思います。

ありがとうございました。約束の時間も参りましたので、大分内容について忌憚なく、教えていただきましてどうもありがとうございました。